



市老連だより 18

令和3年10月28日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

コロナ感染対策の新たな補助金で介護事業所に情報提供 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用した、介護報酬のコロナ特例0.1%相当の新たな補助金の、現時点での概要について各団体に宛てて情報提供を行いました。10月から12月末までの3カ月分の経費について、まとめて1回の申請とし、原則、電子申請とする予定です。

対象施設・事業所は、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所で、対象経費は10月1日から12月31日までに購入した、▽衛生用品(マスク、手袋、消毒液等)▽感染症対策に要する備品(パーテーション、パルスオキシメーター)。支援対象は必要に応じて対象範囲をQ&Aで示されます。

補助上限は、サービス別(一部のサービスでは規模別)に設定。施設系サービスの例は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の、▽39人以下/3万円▽40-49人/4万円▽50-69人/5万円▽70-89人/6万円▽90人以上/7万円で、70-89の施設を平均的な規模としています。

申請に当たり、レシートの添付は不要とし、事業所での適切な保管を依頼する予定で、10月から12月末までの間の、経費のレシートの保存を求めています。

詳細資料については、下記URLをご確認ください。

URL: <http://www.a-kaigo.gr.jp/admin/wp/wp-content/uploads/2021/10/①.pdf>
<http://www.a-kaigo.gr.jp/admin/wp/wp-content/uploads/2021/10/②.pdf>

【発信元】 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局